

個人情報こじんじょうほうの保護ほご

高度に情報通信技術が発展した現在の社会では、様々な分野で大量の個人情報が利用されています。適正に利用されれば、私たちの生活を便利にしてくれますが、一方で、不正に利用された場合、プライバシーの侵害などの問題が発生することもあります。

このため、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、平成17(2005)年4月に「個人情報の保護に関する法律」が施行され、個人情報の取扱いについて事業者が守らなければならないルールが定められています。また、本県も「広島県個人情報保護条例」を施行し、個人情報保護の取組を推進しています。

事業者における個人情報の適正な取扱いには、大別して4つの原則があります。個人の権利や利益を侵害しないように、この原則に基づいて必要な保護措置を講じることが求められています。

●個人情報とは

住所、氏名、電話番号、電子メールアドレスなど、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる(誰の情報かが分かる)情報をいいます。

●個人情報の適正な取扱い(4つの原則)

個人情報の収集

- 目的を明確にし、目的の範囲内で収集
- 原則として本人から収集

個人情報の利用・提供

- 収集した目的の範囲内で利用・提供
- 目的以外の利用・提供は原則として本人の了解が必要

個人情報の管理

- 紛失・流出がないように
- 不必要な個人情報の管理は確実に、かつ、速やかに廃棄

個人情報の開示・訂正

- 請求に基づき、原則として本人にのみ開示
- 内容に誤りがある場合は訂正

